

【議事(1)】

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
1	10	第2章 本市の地域特性 第1節 本市の地域概況 6 土地利用	「土地利用」の記述がありますが、市内にどの様に利用箇所が分布しているのかわかりません。図示地図の掲載が必要と考えます。	当該箇所は、土地の地目別面積と割合によって、本市の土地利用に関する概況を示すことを目的として記載しています。
2	10	第2章 本市の地域特性 第1節 本市の地域概況 7 上水道、8 下水道	「上水道給水普及率」「下水道給水普及率」の記述ありますが、参考の為に直近の県・国の普及率を掲載すればわかりやすいのでは、と感じます。	当該箇所は、本市の上下水道に関する概況を示すことを目的として記載しています。
3	10	第2章 本市の地域特性 第1節 本市の地域概況 7 上水道、8 下水道	「下水道給水普及率」の「面積の普及率」が100%以上となっておりますが「普及率＞100%」と言うのは通常では有り得ないはずです。 「上水道給水普及率」と合わせて各行政用語(「行政区域」「市街地区域」等)の説明と普及率算出方法を明示すべきと考えます。	本市統計書においては下水道に関し、市街地区域面積に対する排水区域面積及び処理区域面積の割合を「面積の普及率」としており、その割合は100%を超えております。しかしながら、通常、普及率と言えば、定められた範囲においてその事柄がどの程度普及しているかを表すものであり、上限は100%であることが一般的です。よって、本市下水道の概況を示す参考値として「面積の普及率」を用いることは不適當であると判断し、ご意見を踏まえ、表中から該当箇所を削除いたします。
4	18	第3章 ごみ処理基本計画 第1節 ごみ処理の現状と課題 5 再資源化の現状と課題	「サーマルリサイクル」は、そのリサイクル率の算出方法(算出式等)の他語句説明が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、P18に「リサイクル率の算出式」として、「リサイクル率(%)＝1年間にリサイクルされたごみの量(年間再資源化量)／1年間のごみ総排出量×100」を追記いたします。 なお、サーマルリサイクルの説明は、P18のリサイクルの区分についての表中に示すとおりです。
5	19	第3章 ごみ処理基本計画 第1節 ごみ処理の現状と課題 5 再資源化の現状と課題	図表 3-7、3-8には「※周南市リサイクル率：サーマルリサイクルを除く」とありますが、他の自治体についてはサーマルリサイクルを含んでいるのかいないのか、不明なのか付記必要と考えます。	ご意見のとおり、現在の表記では比較データの定義が不明確なため、「※周南市リサイクル率：サーマルリサイクルを除く」という表記を、「※リサイクル率は、サーマルリサイクルを除いたもの」と改めます。
6	24	第3章 ごみ処理基本計画 第1節 ごみ処理の現状と課題 8 ごみ処理経費	図表3-15の【凡例】の「使用料及び手数料」は、何の「使用料及び手数料」なのか説明が必要と感じます。	ご意見を踏まえ、「※使用料及び手数料は、処理施設へごみを搬入する場合に徴収する料金やごみ処理手数料などです。」を追記いたします。
7	28	第3章 ごみ処理基本計画 第3節 数値目標・指標 1 第2次計画における目標値と進捗状況	「(3)再資源化及び最終処分」で、「フェニックス」の運用停止の記述ありますが、「何故停止したのか」、簡単にであれ記述追加が必要と考えます。 (老朽化が主要因、と記憶しておりますが、再資源化の為に必要な施設であれば改修して運用継続するはずですので、老朽化以外の理由もあつたはずです。)	当該箇所は、本市の再資源化について、数値データの推移により状況を示すことを目的としているため、リサイクル施設の管理運営に係る事項は記載せず、原案のとおりといたします。
8	40	第3章 ごみ処理基本計画 第4節 計画の指標・目標	「図表 3-34 計画の指標・目標一覧」ですが、それ以前の個々案件説明で過去からの推移も掲載されておりましたが、当一覧にも過去の値(実績-中間目標の間が6年間ですので、6年前の値)を明示した方が良いのでは、と感じます。	当該箇所は、本計画の実施期間中に計画進捗状況を把握するために用いる基準数値をまとめて示したものであり、本計画の進行管理のための内容を記載するものであることから、原案のとおりといたします。

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
9	42 ～ 51	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「3 具体的な施策」の記述ですが、記述について、項目が分かりにくくなっていると感じます。 ＜例(あくまで例)＞ P41で「施策の基本方針(施策の柱)」について記述し、「① 環境教育と啓発の推進」について項目(1)～(4)を明示。それに沿ってP43以降記述されております。 (1) 環境館を活用した啓発に「施策1 体験を通じた啓発」を、(2) 情報発信による啓発に「施策2 3R などのごみに関する情報発信」、「施策3 ごみ処理経費の公表」を、(3) 人づくり地域づくりに向けた啓発に「施策4 出前講座や講演会等による分別方法の啓発」、「施策5 ごみ収集不可ラベル(違反シール)による啓発」、「施策6 市民団体との連携と活動支援」、「施策7 クリーンリーダーの配置・育成」を、(4) 海洋プラスチックごみ防止の啓発に「施策8 不法投棄防止等啓発」、「施策9 環境教育の推進」を定めるという構成ですが、項目を(1)～(4)に分けているのに施策番号は通し番号というのは不適切と感じます。「施策(X)－○」とすべきと感じます。	「施策の柱①環境教育・啓発の推進」のほか、「施策の柱②3Rの推進と廃棄物の適正処理」、「施策の柱③適正なごみ処理による快適環境の推進」の施策番号について、ご意見を踏まえた内容に修正いたします。
10	43	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「(1) 環境館を活用した啓発」の記述となっております。環境館は、当市の環境にかかわる施策実施の起点となる施設であることは間違いありませんが、立地上、「使いやすい」「行きやすい」施設ではないと感じます。 環境館にとらわれず、市内各公共施設を活用しての啓発、と言う記述の追加、あるいは計画実施の際に環境館以外の公共施設も利用する対応を宜しく御願い致します。 ＜対応例(あくまで例)＞ ・エコフェスタ・3R講座の環境館以外での実施 ・リユース品抽選会の環境館以外での開催、又はリユース品の環境間以外での受付	環境館の利用促進と同時に他施設との連携も検討しながら進めてまいります。 なお、当該箇所は、環境館を活用した啓発について記載することから、原案のとおりといたします。
11	45	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「3R などのごみに関する情報発信」についての記述の〔施策の方向〕に記載された「今後も継続して館内展示による情報発信を行っていくとともに、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。」については、改行が不適切な上に、「館内」が何を指しているのか不明確、「内容の充実」を図るのがインターネット活用の情報発信のみ、と誤解されかねない(ごみ関係広報誌、ケーブルテレビ、その他通常の市広報誌の活用も必要)、何の「利用者の増加」を目指すのか不明確、等々問題の多い記述と感じます。全面的に書き直しが必要と考えます。	ご意見を踏まえ、〔施策の方向〕の本文を、「今後も継続して環境館における館内展示による情報発信を行っていくとともに、広報誌、ケーブルテレビ、インターネット等を活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図ります。」と改めます。
12	45	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「3R などのごみに関する情報発信」の〔今後の具体的な取組〕については、「現状実施している/実施すべき、ごみ行政専門情報発信」についての記述に終始していると感じます。 現在実施されている「毎月の市広報へのごみに関する情報の掲載」等、「ごみ行政専門情報発信」とは別の「情報発信」の拡大充実を〔今後の具体的な取組〕に明示すべき、あるいは実行時に対応すべき、と考えます。 ＜例(あくまで例)＞ ・環境館以外の公共施設でのごみに関する掲示の実施 ・各種催しでのごみに関する掲示、企画の実施(分別実体験、分別クイズ)	〔今後の具体的な取組〕に記載された内容は例示であり、今後、3R などのごみに関する情報発信については、新たな手法を検討し内容の充実を図ってまいります。

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
13	46	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「ごみ処理施設の維持管理費とごみカレンダーや3R講座など啓発に係る費用を歳出額に加えました。(下の表は、見直し後の定義により再計算しています。)」とするのであれば、下の表＝【ごみ処理経費の状況】は「歳出」「歳入」だけでなく注釈※1※2にある各項目の金額を明示すべきと考えます。(「歳出・歳入は単位:億円」と付記すれば、複数項目の金額明示可能を考えます。) 【ごみ処理経費の状況】の表は数値表記位置を揃えるべきだと思います。 「ごみ処理経費の公表」は、当該基本計画の有無にかかわらず、行政として実施すべき内容であり、施策として挙げる必要があるのか疑問です。 又、「施策の方向」の「また、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。」はここに記述が必要なのか疑問です。 [今後の具体的な取組]の「ごみ処理経費の算出と公表」は、従来実施内容の踏襲だけに見えますので、施策から外すべきと考えます。	当該箇所は、ごみ処理経費について、分かりやすく概要をまとめたものです。また、表中での値の表記位置につきましては右揃えで統一しております。 ご指摘を踏まえ、「施策の方向」の本文中「また、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。」を削除いたします。 なお、「ごみ処理経費の公表」は、コスト意識によってごみの減量化・再資源化への関心が高まるという観点から、市民の協力を得るための重要な施策と考えております。
14	47	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「施策の方向」に「地域の要望に応じてイベント等に出展し、ごみ減量やリサイクルに関する啓発を行います」とありますが、まず市が主催共催する催しでの出展・企画実施を基本計画に明示、又は計画実行時に御対応宜しく御願ひ致します。	当該箇所は、出前講座や講演会等による分別方法の啓発について記載したものであり、今後も継続的に啓発を行ってまいります。
15	50	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	「(4) 海洋プラスチックごみ防止啓発」で「施策8 不法投棄防止等啓発」を挙げておりますが、項目と施策が合致していないと感じます。「不法投棄」の問題点は多岐にわたり、「海洋プラスチックごみ防止」の施策に「不法投棄防止(等啓発)」を掲げるのは不適切と感じます。 又、「不法投棄防止やポイ捨て禁止等の街頭啓発を関係団体と連携して行います」としつつ「今後の具体的な取組」では「しゅうなん通報アプリの普及による不法投棄防止の啓発」と「ポイ捨て」に関する具体的取組みが欠落するなど、施策の体をなしていないと感じます。内容再考が必要と考えます。	不法投棄やポイ捨てなどにより、不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海へ流出することで、海洋環境汚染や海洋生物に深刻な影響を与えていることから、海洋プラスチックごみ防止啓発に向けた重要な施策として、不法投棄防止等を啓発してまいります。
16	51	第3章 ごみ処理基本計画 第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進 3 具体的な施策	当ページに限らず「情報発信」についての記述/取組みが「環境館」「インターネット活用」に偏向していると感じます。当ページに限らず、同様の傾向が見受けられます。 多彩な情報発信を御検討(基本計画への記述追加、または計画実行時の対応)宜しく御願ひ致します。	環境教育の推進については、ごみに関する情報を分かりやすく幅広い層に提供することが重要であり、環境館での講座等やインターネットを活用した取り組みのほか、市広報、ケーブルテレビ等でも積極的に情報発信を行ってまいります。
17	53	第3章 ごみ処理基本計画 第7節 施策の柱② 3Rの推進と廃棄物の適正処理 3 具体的な施策	「マイバッグ・マイボトルの持参(リデュース)」とのことですが、「リデュース(発生抑制)」は製造者責任・販売者責任による所が大きいのと考えます。「マイバッグ・マイボトルの持参」と言った購入者努力に頼る施策のみでなく、製造者責任・販売者責任についての施策追記、あるいは計画実行時対応御検討(必要であれば上位行政機関(県・国)への要請)宜しく御願ひ致します。 ＜例(あくまで例)＞ レジ袋は有料化となり、先に「必要ですか」と問われますが、それ以外、有料化されていないものについては店側が勝手に商品を入れる、商品に乗せる等の対応が横行しております。(商品を透明ビニール袋に入れる、箸を商品上に乗せる等)企業への指導(市が出来ないならば国や県が)が必要です。	ごみのリデュース(発生抑制)については、製造・販売を行う事業者と消費者双方の取り組みが重要と考えられますので、市民、事業者及び関係団体が協働し、取り組みを進めてまいります。

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
18	53	第3章 ごみ処理基本計画 第7節 施策の柱② 3Rの推進と 廃棄物の適正処理 3 具体的な施策	〔施策の方向〕に「引き続き、リユース品抽選会を開催します。」とありますが、開催場所・対象品回収場所・対象品の拡大を基本計画に明示あるいは計画実行時対応を宜しく御願ひ致します。 ＜例(あくまで例)＞ 対象品が「未使用品(のみ)」となっている場合があります。「使用済み品」であっても、現品確認の上問題なければ気にしない方多数おられると思います。	リユース品抽選会については、内容を充実させ、より参加者が増加するイベントとなるよう努めてまいります。
19	54	第3章 ごみ処理基本計画 第7節 施策の柱② 3Rの推進と 廃棄物の適正処理 3 具体的な施策	〔今後の具体的な取組〕に「資源物の店頭回収の推進」と「国の方針に基づく再商品化方策の検討」が挙げられておりますが、「店頭回収」は企業によって実施非実施や回収品目の差異が見受けられます。「企業による回収」の推進には行政の指導、特により上位の行政の指導が不可欠と考えます。「国への必要な要請の実施」を基本計画に追加又は計画実行時御対応宜しく御願ひ致します。	プラスチック資源の循環については、消費者だけではなく、小売店などの販売事業者の協力も不可欠であるため、市民、事業者及び関係団体が協働し、取り組みを進めてまいります。
20	59	第3章 ごみ処理基本計画 第7節 施策の柱② 3Rの推進と 廃棄物の適正処理 3 具体的な施策	〔今後の具体的な取組〕で「ごみ排出方法の多様化の検討」とあります。 「公共施設での(有価)ごみ回収(回収場所の拡大)」を基本計画に追加又は計画実行時御対応宜しく御願ひ致します。 ＜例(あくまで例)＞ 小家電回収：かなり以前はBOX設置が現在は市役所管轄部署窓口での受付のみ。対象外品目投入への対応と推測。…公共施設での受付ならば、対象外品目対策も可能なうえ、市役所業務の無い休日の対応も可能。 同様に「ごみ排出方法の多様化の検討」では「企業/事業所発生燃えるゴミ」の「排出/処理方法の多様化」について行政として検討を御願ひ致します。 事業所発生「燃やせるゴミ」…守秘義務等で「情報漏洩しない処理≒焼却処理」しか出来ない(とされる)ゴミが多数あると推測。ただし世の中では「守秘義務対応の上で再資源化」可能な技術・企業も存在。行政としてどこまで対応できるかすべきか不明確ではありますが情報提供等可能範囲で御対応宜しく御願ひ致します。	ごみ排出方法の多様化については、効率的なごみ処理に向け、市民・事業者からの協力を得られやすい分別方法及び収集体制を適宜見直し、ごみ処理システムの適正化を図ってまいります。
21		計画全般	当基本計画、「第3次」ですので前回(・前々回)の基本計画もあったはずですが、「どこを変更・追加したのか」が不明確です。 全面的に改定したのかもしれませんが、「明らかに変更した箇所」についてはその事がわかる記述をすべきと考えます。 あるいは、P41の「図表3-35 計画の体系図」を前計画・本計画で比較対比記述を掲載する等。	本計画は、本市のごみ処理の状況や社会情勢の変化を踏まえ、今後10年先の将来を見据えた計画であることから、前計画の施策にとらわれず改めて今後必要となる取り組みを施策として定めております。
22		計画全般	広報・啓発について、「企業団体事業者への対応」は記述見られますが、「企業団体事業者を通じての、構成員従業員⇄市民への広報・啓発」まで踏み込んだ記述が少ないと感じます。 単に企業団体事業者に通知指導教育広報するのみでなく、「ちゃんと構成員従業員に伝える教育する」まで含めての通知指導教育広報についての記述を、基本計画に追加又は計画実行時御対応宜しく御願ひ致します。	広報・啓発については、適宜、市民、事業者及び関係団体に対して幅広く行ってまいります。事業者に対し情報発信を行う際には、事業所全体への周知徹底と、ごみ施策への理解・協力が得られるよう努めてまいります。

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
23		計画全般	詳細を「資料編」に掲載している事項(ごみ組成調査、市民アンケート、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の将来推計)は、本文中にもそのことが分かる様に『詳細は「資料編」に掲載』といった付記が必要、と考えます。	ご意見を踏まえ、P11、P21、P29及びP36に「詳細については、資料編に掲載しています。」を追記いたします。
24		計画全般	図表に通し番号設定されている一方で、通し番号のない表が散見されます。全ての図表に通し番号を設定すべきと考えます。	ご意見を踏まえ、本編においては、P33の表、P35のグラフ、P88のグラフに通し番号を設定いたします。資料編においては、P10の表、P27の表に通し番号を設定いたします。
25		計画全般	年代表記、「元号のみ」「西暦元号併記」2種類が混在し年代把握が困難となっております。「西暦元号併記」又は「西暦のみ」に統一すべきと考えます。	計画本文中の年代表記は、元号によるもので統一しておりますが、第6章の施設分類別計画においては、本市作成の統一的な施設分類別計画策定用資料に示されている記載例の表記に従い、「西暦元号併記」としております。
26		計画全般	説明が必要と思われる語句が散見されます。一部語句は掲載頁に説明ありますが、資料としての「用語説明」の作成・掲載を宜しく御願い致します。(他のパブリック・コメント実施案件に「用語説明」のあるものも見受けられます。そちらを御確認・御参考願います。)	説明が必要と思われる語句につきましては、当該語句の記載箇所付近に用語説明を記載することで、分かりやすく説明することとしております。